

## エンドユーザー使用許諾契約書

1. 「本ソフトウェア」をダウンロード、インストール、コピー、使用する、またはこれにアクセスすること、2. 承諾を示すフィールドまたはボックスをクリックすること、または 3. 本条件に言及する注文書に署名することにより、「お客様」はここに、「本契約」の条件に同意したことになります。

「お客様」が他の個人、会社、またはその他の法人の代理としてこれらの条件を承諾する場合、「お客様」は、ご自身がその個人、会社、または法人およびその「関連会社」をこれらの条件に従わせる完全な権限を有していることを表明および保証するものとします。

「お客様」が「本契約」の条件に同意されない場合は、「本ソフトウェア」のダウンロード、インストール、コピー、アクセス、または使用を行わず、「本ソフトウェア」およびライセンス証書を、その入手元に返却してください。

このエンドユーザー使用許諾契約書(以下「本契約」といいます。)では、英大文字の単語および用語は特定の意味を持ち(邦訳ではかぎ括弧「」を使用します)、その意味は「本契約」の本文全体にわたって定義されています。「本契約」は、「お客様」および/または「お客様」の「関連会社」(以下「お客様」又は「顧客」といいます。)と、関連する見積書または注文書に記載された、「お客様」が「本ソフトウェア」のライセンスを購入および/または受領した国または「Blanco」の販売地域に基づき契約を締結している「Blanco」の事業体(以下「Blanco」といいます。)との間で成立します。

「本契約」において使用許諾されるソフトウェアアプリケーションには、アプリケーション、コンピューターソフトウェア、デジタル資産、それに付随して提供されるデータ、関連メディア、印刷物、購入情報、オンラインもしくは電子文書、および/または関連サービス(以下「本アプリケーション」といいます。)の全部または一部の機能が含まれます。「本アプリケーション」のダウンロードおよび使用には、「お客様」が「本アプリケーション」をダウンロードしたサイト(以下「アプリストア」といいます。)を運営しているソフトウェアアプリケーションストアのプロバイダーまたはオペレーターによって適用される規則またはポリシー(以下「アプリストア規則」といいます。)が適用される場合があります。

関連する見積書、注文書または「本契約」に別段の定めがない限り、「お客様」の所在する国または「Blanco」の販売地域に基づき「お客様」と契約する「Blanco」事業体の名称は下記となります。代わりに、「お客様」の所在国にある「Blanco」の指定販売業者と契約する場合があります。

### 南北アメリカ

**カナダ:**「お客様」の「本契約」は、カナダ法に基づき設立された Blanco Technology Group Canada Inc.との間で成立します。

**米国およびその他の南北アメリカ諸国:**「お客様」の「本契約」は、米国デラウェア州法に基づき設立された Blanco U.S., LLC.

## ヨーロッパ・中東・アフリカ(EMEA)

ドイツ、スイス、オーストリア、チェコ共和国およびポーランド:「お客様」の「本契約」は、ドイツ法に基づき設立された Blanco Central Europe GmbH との間で成立します。

スウェーデン、デンマーク、ノルウェー:「お客様」の「本契約」は、スウェーデン法に基づき設立された Blanco Technology Group Sweden AB との間で成立します。

フランス、その近隣諸国および海外領土であるスペイン、ポルトガル、イタリア、キプロス、マルタ、ギリシャ、フランス語圏アフリカ(アルジェリア、ベナン、ブルキナファソ、カメルーン、コートジボワール、ジブチ、ガボン、マダガスカル、モロッコ、モーリタニア、ニジェール、ルワンダ、セネガル、セイシェル、チャド、トーゴ、チュニジア):「お客様」の「本契約」は、フランス法に基づき設立された Blanco France SAS との間で成立します。

オランダ、ベルギーおよびルクセンブルク:「お客様」の「本契約」は、オランダ法に基づき設立された Blanco (Software) Netherlands B.V. との間で成立します。

英国:「お客様」の「本契約」は、イングランドおよびウェールズ法に基づき設立された Blanco UK Limited との間で成立します。

フィンランドおよび他の EMEA/MENA 地域:「お客様」の「本契約」は、フィンランド法に基づき設立された Blanco Oy Ltd との間で成立します。

アイルランド:「お客様」の「本契約」は、アイルランド法に基づき設立された Blanco Technology Group Ireland Ltd との間で成立します。

## アジア

日本および韓国:「お客様」の「本契約」は、日本法に基づき設立された株式会社ブランコ・ジャパン との間で成立します。なお、同社は韓国に株式会社ブランコ・ジャパンの支社を有しています。

中国:「お客様」の「本契約」は、中国法に基づき設立された Blanco Technology (Beijing) Co., Ltd.、または「Blanco」が指定する中国内の「Blanco」指定販売業者である会社 との間で成立します。

インド:「お客様」の「本契約」は、インド法に基づき設立された Blanco (Software) India Private Limited との間で成立します。

オーストラリアおよびニュージーランド:「お客様」の「本契約」は、オーストラリア法に基づき設立された Blanco Australasia Pty Limited との間で成立します。

シンガポール、ベトナム、フィリピン、香港、その他のアジア諸国:「お客様」の「本契約」は、シンガポール法に基づき設立された Blanco APAC PTE, Limited との間で成立します。

マレーシア、タイ、インドネシア:「お客様」の「本契約」は、マレーシア法に基づき設立された Blanco SEA SD Bhd との間で成立します。

「**関連会社**」とは、「本契約」の一方当事者に関して、当該当事者に「支配」され、当該当事者を「支配」し、または当該当事者と共通の「支配」下にある会社または事業体を意味します。ここで「支配」とは、当該法人もしくは事業体の持分の 50 パーセント超を直接もしくは間接的に所有すること、または当該法人もしくは事業体の意思決定を事実上支配する能力を持つことを意味します。

「**知的財産権**」とは、特許権、発明権、実用新案権、データベース権、著作権、意匠権、登録意匠権、その他類似の性質を有する権利、商標権および／または商号(登録済みか未登録かは問わない)、並びに前記のいずれかについての出願、ノウハウ、営業秘密、もしくはその他の機密情報に関する権利、またはその他一切の知的財産権を意味します。

「**本ソフトウェア**」とは、関連する見積書または注文書に記載されるとおり、変更も含め、「Blanco」またはその「関連会社」により使用許諾される各「Blanco」製ソフトウェアプログラムを意味します。

## 使用許諾

「本契約」の条件に従い、「Blanco」は「お客様」に対し、「お客様」自身の内部業務のためにのみ「本ソフトウェア」を使用する非独占的、譲渡不可、非永続的な権利を付与します。「本契約」の解釈上、「本ソフトウェア」の使用とは、関連する見積書または注文書において合意されたライセンスタイプ、および／または「本契約」の「別表 1」に詳細を記載されたライセンスタイプに従って、ライセンス期間中に「本ソフトウェア」にアクセス、インストール、ダウンロード、コピー、またはその他の方法で「本ソフトウェア」を使用することにより利益を受けることを意味します。「本ソフトウェア」は、「Blanco」および／またはそのライセンサーによって所有され、著作権で保護されたライセンス製品であり、販売はされません。

### 1. 「お客様」の義務

1.1 「本ソフトウェア」またはその一部を使用するにあたり、「お客様」は以下に従うものとします。

- (a) 指定された機器にのみ「本ソフトウェア」がインストールされることを確認します。
- (b) いかなる者による「本ソフトウェア」の不正使用を認識した場合、直ちに「Blanco」に通知します。
- (c) 「お客様」がこのライセンスの条件を順守していることを確認する目的で、「Blanco」が、このライセンスに関して保持されている記録の検査を行うことを許可します。「Blanco」は、かかる検査をする場合、合理的な事前通知を行い、合理的な時機に実施するものとします。
- (d) 以下に該当する場合には、「本ソフトウェア」の使用またはアクセスは行わないでください: (i) 「Blanco」による書面による事前の同意がある場合を除き、「お客様」が「Blanco」のいずれかの「本ソフトウェア」またはサービスに関する競合会社である場合、もしくはかかる競合会社になった場合、または (ii) 競争的なベンチマークテストもしくは類似の目的を有する場合。
- (e) いかなる形であれ、「本ソフトウェア」のライセンス、サブライセンス、販売、再販売、移転、譲渡、配布、賃借、リース、またはその他の方法での商業利用を行う権利は付与されません。
- (f) 適用される法によって認められる最大限の範囲において、いかなる理由もしくは目的であれ、「本ソフトウェア」のいずれの部分についても、変更、逆コンパイル、逆アセンブル、リバースエンジニアリング、翻訳、もしくは分解すること、または「本ソフトウェア」のいずれかの部分に基づき派生的作品を作成することは禁じられます。

- (g) 「お客様」が「本ソフトウェア」を使用している法域のすべての適用法規を常に順守します。これには、データプライバシー、データ保持、著作権およびその他の知的財産権に関して適用される制約が含まれますが、これらに限定されません。「お客様」によるかかる法令違反に関連して「Blancco」に申し立てられる請求について、「お客様」は「Blancco」およびその「関連会社」を補償します。
- (h) 「お客様」自身のイントラネット上、その他「お客様」自身の内部業務目的、または「両当事者」間で書面により明示的に合意された場合を除き、「本ソフトウェア」のいかなる部分もミラーリングまたはフレーム化しないものとします。
- (i) 使用時に有効な「Blancco」のユーザーマニュアルおよびサポート文書に従ってのみ「本ソフトウェア」を使用し、「お客様」に提供されるソフトウェアのアップデートを速やかに受け入れます。ソフトウェアのアップデートを受け入れない場合、「本ソフトウェア」の性能に影響を及ぼす場合があります。

## 2. 「Blancco」モバイルソリューションアプリケーション(以下「モバイルアプリケーション」といいます。)

「モバイルアプリケーション」は、GPS、Wi-Fi、セル ID または IP アドレスなどの位置情報技術を使用して、「モバイルアプリケーション」の機能を提供する場合があります。当社が「お客様」の所在地を使用するためには、「お客様」の事前の同意が必要になります。同意が得られない場合、当社は、かかる位置情報技術の使用を必要とする「モバイルアプリケーション」の機能の一部を提供することができない場合があります。位置情報技術の設定は、デバイスの設定アプリケーションから変更することができます。

「お客様」は、当社および／または当社のパートナー、下請業者もしくは代表者が、「お客様」に「モバイルアプリケーション」および関連サービスを提供するにあたり、「お客様」と連絡を取る場合があることを承諾するものとします。こうした連絡は、電話、Eメール、郵便、テキストメッセージ、または「お客様」もしくは当社のパートナーが提供する連絡先情報を用いて「お客様」のデバイスへのプッシュ通知にて行うことがあります。通知を送信するためには、「お客様」の同意が必要になります。この同意は、デバイスのオペレーティングシステムを介して管理されます。同意が得られない場合、当社は、通知の使用を必要とする「モバイルアプリケーション」の機能の一部を提供することができなくなります。

## 3. サポートおよび研修

「本ソフトウェア」に関して提供するサポートに関する「Blancco」のポリシーは、<https://support.blancco.com/>または随時「お客様」にお知らせするウェブサイトアドレスから入手いただけます(以下「サポートサービスポリシー」といいます。)。 「Blancco」は、「お客様」に無償でサポートサービスを提供します。このサービスは、「お客様」が購入したサポートプランおよび「本サービス」が実施される時点で有効な「サポートサービスポリシー」に従って、通常の営業時間内に提供されます。「Blancco」は、単独かつ絶対的な裁量により、適宜「サポートサービスポリシー」を随時変更することができます。

## 4. 修正

「Blancco」は、その絶対的な裁量により、「お客様」に対して何らの責任を負うことなく、「本ソフトウェア」の更新、新機能の提供、その他の方法で設計変更を行う権利、または「本ソフトウェア」の製造もしくは販売を中止する権利を有するものとします。「本ソフトウェア」の旧バージョンまたは中止された「本ソフトウェア」に対するサポートの提供に関する「Blancco」のポリシーは、<https://support.blancco.com/>または随時「お客様」にお知らせするその他のウェブサイトアドレス

から入手いただけます(以下「サポートライフサイクルポリシー」といいます。。「Blancco」は、独自の絶対的な裁量で適宜「サポートライフサイクルポリシー」を改正することがあります。

## 5. 知的財産権

「お客様」は、「本ソフトウェア」および関連するサービスにおけるすべての「知的財産権」が「Blancco」および／または(場合によって)関連する第三者所有者に属している(属することになる)ことを認め、「お客様」が、このライセンス(および／または関連するすべての第三者ライセンス)の諸条件に従って「本ソフトウェア」を使用する権利を除いては「本ソフトウェア」に一切の権利を有しないことを認めます。「本ソフトウェア」の構造、組織およびソースコードは、「Blancco」および／または関連する第三者所有者の価値ある営業秘密および機密情報です。「本契約」において明示的に付与されていないすべての権利は、「Blancco」および／または関連する第三者所有者が留保します。「Blancco」は、Blancco Technology Group および／またはその「関連会社」の登録商標です。その他の「Blancco」に関するロゴ、製品名、およびサービス名も、Blancco Technology Group および／またはその「関連会社」の商標です。

## 6. 第三者ソフトウェア

「本ソフトウェア」には、第三者が作成した、無償で入手および配布が可能なソフトウェアおよび／またはオープンソースのソフトウェア、その他著作権で保護された素材(以下「第三者ソフトウェア」といいます。)が含まれている場合があります。「第三者ソフトウェア」は、当該「第三者ソフトウェア」のライセンスに適用される諸条件および義務に準拠します。

## 7. 機密保持

7.1 「機密情報」とは、「本契約」の締結または履行に至るまでの話し合いの結果として、一方当事者の事業および業務に関して他方当事者が取得または受領したすべての情報(書面によるか口頭によるか、または電子形式によるかは問いません)を意味します。

7.2 「機密情報」を受け取る当事者(以下「受領当事者」といいます。)は、他方当事者(以下「開示当事者」といいます。)のかかる「機密情報」をすべて厳重に保管し、極秘に取り扱うものとします。「両当事者」は、「本契約」に定める「機密情報」の約束が、「本契約」の解除および／または満了後も、引き続き効力を有することに同意します。

7.3 「両当事者」は、以下を行うものとします。

- (a) 当該情報を機密として保持し、いかなる第三者にも開示しないこと
- (b) 当該情報を「本契約」の履行に必要な範囲でのみ使用すること

7.4 「受領当事者」は、その従業員、役員、代理人、代表者、または下請業者による「開示当事者」の「機密情報」の不正開示もしくは不正使用について責任を負い、またかかる不正開示または不正使用を予防するために合理的なあらゆる対策を講じます。

7.5 開示と使用に関する上記の制約は、以下のいずれかに該当する「機密情報」には適用されません。

- (a) 「受領当事者」が、他方当事者によって開示される以前から所有していたものであり、機密保持に関して他のいかなる義務も負っていないということを書証により証明できる「機密情報」
- (b) 法律、規制、または管轄権を有する機関の命令によって開示することを要求された「機密情報」
- (c) 受領当事者が受領した時点ですでに公知である「機密情報」

## 8. 個人データ

「Blancco」は、「本契約」により、<https://www.blancco.com/privacy-policy/>に掲載されている「Blancco」のデータプライバシーポリシーに詳細が記載されているとおり、「お客様」のデータおよびあらゆるユーザーデータ(総称して、以下「お客様データ」といいます。)を保護するために適切な技術的および運用上の保護措置を維持することに同意します。

「Blancco」は、そのシステムおよび(クラウド)環境上の「お客様データ」を、「お客様」に対する「本ソフトウェア」および「本サービス」の提供において、「お客様データ」が保管される意図された目的を達成するために合理的に必要な期間、および「本契約」に定めるところに従ってのみ保持するものとします。「本契約」の解除および/または満了後、「お客様」の会社のデータ保持ポリシーおよび適用法令に従って、「Blancco」に残っている「お客様データ」を適時にダウンロード、転送または破棄することは、「お客様」の責任となります。「Blancco」は、「本契約」の解除および/または満了後、「お客様データ」の返却、転送、破棄に関して、それ以上の責任を負わないものとします。

欧州経済領域(EEA)、英国またはスイスからの「個人データ」が「Blancco」により処理される場合、その範囲において、標準契約条項が適用されるものとします。標準契約条項において、「お客様」およびその該当する「関連会社」はそれぞれデータ輸出者とみなされ、「お客様」が「本契約」を承諾した場合、および該当する「関連会社」が注文書に署名した場合、標準契約条項および付属書を締結したものと扱われるものとします。「本契約」の解除または満了の発効日から 30 日以内に「お客様」が要請した場合、現地の準拠法および法域により異なる契約および/または設定が必要となる場合、「両当事者」は、必要な文書について交渉・締結し、不当な遅延なく必要な措置を講じるものとします。

上記にかかわらず、「お客様」は、「Blancco」が、報告および請求の目的で必要に応じて「本ソフトウェア」の使用に関するユーザー情報を収集すること、またエラー修正、製品開発その他の分析および販売の目的で匿名のユーザーデータを収集する場合があることに同意します。「個人データ」は、<https://www.blancco.com/privacy-policy/>で入手可能なプライバシーポリシーに従ってのみ処理されます。

## 9. 適切な使用に関する免責事項

「お客様」が「本ソフトウェア」および関連サービスを使用することにより、「お客様」のハードドライブ、コンピューターシステム、電子ストレージ、デジタルストレージ、またはモバイルデバイスにあるすべての(または指定された)データおよびファイルが永続的に消去されること、ならびに「お客様」自身のハードドライブ、システム、ストレージ、またはデバイスにおいて「お客様」の管理下にある「お客様」のデータまたは第三者のデータをバックアップする唯一かつ排他的な責任を「お客様」が有していることにご留意ください。「Blancco」は、いかなるデータの損失に対しても一切の責任を負わないものとします。

## 10. 「Blancco」による「お客様」の免責

「Blancco」は、「お客様」が「本ソフトウェア」のいかなる部分を「本契約」に従って使用した場合、かかるソフトウェアが納品される国において第三者の知的財産権を侵害しないことを保証します。「Blancco」は、第三者が、「本ソフトウェア」(「第三者ソフトウェア」は除きます)が第三者の権利を侵害したとして「お客様」に対し起こした損害賠償請求について、その選択により、防御または和解するか、または、管轄裁判所または法廷外の和解によって「お客様」に対して最終的に裁定された費用と損害賠償金を支払う場合があります。ただし、(i)「お客様」が、第三者の請求を受け取っ

てから 30 日以内に「Blanco」に通知すること、(ii)「Blanco」に防御または和解する独占的権利が付与されること、および(iii)「お客様」が、かかる請求に関して「Blanco」の利益に反する陳述をしないことの条件がすべて満たされた場合に限りです。

## 11. 限定保証

「Blanco」は、納品日から 90 日間、または「サブスクリプション・ライセンス」および／またはサポート契約の場合は該当する条件に従い、当該契約の期間中、変更が加えられていないそれぞれの「本ソフトウェア」が、対応するユーザーマニュアルまたは説明書に従って、すべての重要な点において動作することを保証します。「お客様」は、現地の法律に別段の規定のない限り、かかるユーザーマニュアルまたは説明書が英語でのみ提供される可能性があることに同意するものとします。「Blanco」が提供するアップデートは、上記に定めるとおり適用される保証およびサポートの残余期間につき、本限定保証の対象となるものとします。保証違反に対する「お客様」の唯一の救済および「Blanco」の全責任は、当該保証違反の原因となった「本ソフトウェア」のエラーを修正することです。上記の保証が唯一の保証であり、明示であるか黙示であるかを問わず、商品性、特定目的への適合性、非侵害の黙示保証または諸条件を含む他のすべての保証または諸条件に代わるものです。上記に定められた限定保証を除き、「本ソフトウェア」は「現状有姿」で提供され、「Blanco」は、「本ソフトウェア」がフェイルセーフであること、中断されないこと、またはエラーもしくは欠陥なく動作すること、または「本ソフトウェア」があらゆる潜在的な脅威に対して保護されることを保証しません。「お客様」は、適用法に基づき、追加の権利(法域毎に異なる場合があります。)を有する場合があります。「Blanco」は、当該適用法により許容される範囲を超えて、「お客様」の保証を受ける権利を制限しようとすることはありません。

## 12. 責任の制限

12.1 いかなる場合においても、「Blanco」、その関連会社、および／または認定販売業者およびリセラーは、「本ソフトウェア」の使用または使用不能に起因した、間接的、偶発的、特別、懲罰的または結果的損害(利益、収益またはデータの損失、第三者からの請求、事業の中断、商品の代替購入に起因する損失、またはその他類似の損失を含む)について、「Blanco」、認定販売業者またはリセラーがかかる損害の可能性について知らされていたとしても、一切の責任を負わないものとします。

12.2 いかなる場合においても、「本ソフトウェア」の使用もしくは使用不能から発生した、「Blanco」、関連会社、認定販売業者およびリセラーの総責任額は、契約、保証、不法行為(過失を含みます)、製造物責任、またはその他のいずれの法的根拠に基づくかにかかわらず、「本契約」に基づき「お客様」が支払ったまたは支払うべき(ライセンス)料金の合計額を超えないものとします。

12.3 これらの制限および除外は、法により除外または制限が認められない責任には適用されません。

## 13. 契約期間および解除

「本契約」は、「お客様」による「本ソフトウェア」の注文書、見積書、および／または承諾書に記載された日付のうち、もっとも早く到来する日付をもって開始します。いずれの当事者も、他方当事者に対し 30 日前までに書面で通知し、その発効日を指定することにより、いつでも「本契約」の全部または一部を解除することができます。「Blanco」は、「お客様」が「本契約」の条件に重大な違反した場合、直ちに「お客様」のライセンスを終了することができます。かかる終了にあたっては、「お客様」は、速やかに「本ソフトウェア」および関連する説明書のすべてのコピーを返却または破棄

するものとします。「本契約」条件のうち、その性質上、「本契約」の終了後も存続すべきものは、当該終了後も存続するものとします。

該当する注文書、見積書または「本契約」において別途合意されない限り、本契約は、いずれかの当事者が他方当事者に対し、「本契約」の期間満了の少なくとも 90 日前に書面により終了通知をしない限り、当初の期間と同じ期間、自動的に更新されるものとします。「Blancco」は、「ボリューム・ライセンス」または「サブスクリプション・ライセンス」の年次更新ごとに、(i)5%、または(ii)更新時に有効な消費者物価指数／年率インフレ率のいずれか高い方により、製品のライセンス価格を調整する権利を留保します。

#### 14. 税金および関税

両当事者間では、「お客様」が見積書および／または注文書に関連する(販売)税、輸出入時の関税および政府の手数料(以下総称して、「税金」といいます。)につき責任を負うことが了解され、合意されています。「お客様」は、「本契約」に基づき請求および／または支払いが行われる金額に対して課される一切の「税金」の納付につき単独で責任を負うものとします。該当する場合には、「Blancco」は「お客様」に対し、「税金」を別途明記したインボイスを提出します。

#### 15. 総則

##### 15.1 分離可能性

「本契約」の条件または条項のいずれかが、法の定めまたは公の秩序または善良の風俗により無効、違法、または強制不能と判断された場合でも、「本契約」の残りの条項は、その経済的および法的な意図が何らかの形でいずれかの当事者に悪影響を及ぼさない限り、引き続き完全に有効であるものとします。

##### 15.2 権利放棄

「本契約」に基づく権利の放棄は、それが書面で行われた場合にのみ有効であり、かかる権利放棄は、指定された当事者に対してのみ、かかる状況でのみ適用されるものとします。

##### 15.3 不可抗力

「Blancco」は、その合理的な支配を超えた行為、事象、不作為、もしくは事故(ストライキ、ロックアウト、またはその他の労働争議(「Blancco」または他の当事者の職員が関与しているかどうかは問いません)、電気・ガス・水道、輸送、もしくは通信ネットワークの障害、天災地変、戦争、パンデミックおよび／または公衆衛生上の緊急事態、政府が発する移動制限、暴動、内乱、悪意による損害、法律または政府の命令、規則、規制、もしくは指示の順守、事故、工場または機械の機能停止、火災、洪水、嵐、またはサプライヤーもしくは下請業者の契約不履行も含まれます)によって、「本契約」に基づく「Blancco」による義務の履行または事業の継続を妨げられたり、履行が遅延したりした場合、「お客様」に対する「本契約」に基づく責任を一切負わないものとします。「Blancco」は「お客様」に対し、かかる不可抗力事由および予想される期間について通知するものとします。

##### 15.4 パートナーシップまたは代理関係の否定

「本契約」におけるいずれの規定も、「両当事者」間にパートナーシップを構築すること、または一方当事者が他方当事者の代理人として行動する権限を付与することを意図していません。いずれの当事者も、他方当事者の名義、または代理として行動する権限、または他方当事者を何らかの形で拘束する権限を有しないものとします(ここには、表明または保証を行うこと、何らかの義務もしくは責任を引き受けること、および権利または権限を行使することも含まれます)。

### 15.5 通知

「本契約」に関連していずれかの当事者によりなされる通知は、書面によって、電子メール、郵便、または宅配サービス(UPS、FedEx、DHL など)で送付されるものとします。「Blanco」から「お客様」に対する通知は、(a) 電子メールによる通知の場合、指定された電子メールアドレスに宛てて「Blanco」が送信してから 1 日後に、または(b) 郵便もしくは宅配サービスでの通知の場合、指定された住所に宛てて普通郵便もしくは宅配サービスで「Blanco」が送付してから 5 日後に効力を生じます。「お客様」から「Blanco」に対する通知は、(a) 電子メールでの通知の場合、注文書に記載された電子メールアドレスに宛てて送信(かつ「Blanco」が受信)してから 1 日後、または(b) 郵便もしくは宅配サービスでの通知の場合、注文書に記載された住所で「Blanco」がそれを受領したときに効力が生じます。

### 15.6 輸出規制

「お客様」は、「本ソフトウェア」が、適用される米国、欧州連合、および国際的な輸出入制限(米国輸出規則およびエンドユーザーにより課される制限、米国政府および他国の政府により発布される最終用途および仕向地の制限を含みます)の対象となる場合があることを認めます。「お客様」は、国境を越える「本ソフトウェア」の輸送またはかかる法域における「本ソフトウェア」の使用に適用されるすべての国内法および国際法を順守することに同意します。

「本ソフトウェア」および/または「本アプリケーション」を使用することにより、「お客様」は、(a) 米国および欧州連合政府の禁輸措置の対象国、または米国もしくは欧州連合政府により『テロ支援国』として指定された国に居住していないこと、ならびに(b) 米国または欧州連合政府の取引禁止対象者または制限対象者リストに掲載されていないことを表明し、保証したことになります。

### 15.7 完全合意

「本契約」は、「本契約」の主題に関する「お客様」と「Blanco」との間の完全合意を規定するものであり、「本ソフトウェア」または「本契約」が対象とするその他の主題に関して、事前または同時期に行われた通信、提案、表明はすべて、口頭によるか書面によるかにかかわらず、「本契約」が優先します。注文日、身元情報、場所、数量、および価格以外で、一方当事者により提示される注文書に含まれる事項は、いかなる形でも「本契約」の条件を変更し、またはそれに追加する効果を有しないものとします。

## 16. 準拠法および裁判管轄

「本契約」および「本契約」から生じる紛争は、抵触法の規則または国際物品売買契約に関する国際連合条約にかかわらず、「お客様」が「本契約」を締結しているか、取引を行っている「Blanco」の(上記)事業体の事業が行われている国および場所において適用される準拠法および管轄権のみに準拠します。本契約は、東京地方裁判所が「本契約」またはその成立、解釈もしくは執行に起因または関連する紛争を裁定する第一審の専属管轄権を有します。各当事者は「本契約」により、当該裁判所の専属管轄権に合意し、これに従います。また、本契約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとします。当該準拠法にかかわらず、いずれの当事者も、申し立てられた違反に関して、適切な管轄権を有する裁判所に暫定的差止命令による救済を求めることができます。

## 17. 言語

条件は異なる言語で起草することができます。英語バージョンが常に公式バージョンであるものとし、英語バージョンとその他言語のバージョンの間に矛盾がある場合は、英語バージョンが常に優先するものとします。

## 別表 1- ライセンスタイプ

### 1. 評価用ライセンス

「本ソフトウェア」が、関連する見積書もしくは注文書で明記されている評価用ライセンス、トライアルライセンスまたはその他の類似の名称のライセンスとして「お客様」に提供されている場合、または評価もしくはトライアルの目的で「お客様」にライセンス許諾される場合（以下「評価用ソフトウェア」といいます。）、本条の規定が適用され、「本契約」の他の矛盾する条件に優先するものとします。

1.1 「評価用ソフトウェア」を使用するための「お客様」の非独占的、譲渡不可の制限付きライセンスは、評価のみを目的とするものであり、「Blancco」が書面で別途合意しない限り、納品日から 30 日間に制限されます。「お客様」は、「評価用ソフトウェア」が生産または商業用途ではなく、評価およびトライアルの目的に限定されることを認めます。

1.2 「評価用ライセンス」の期間中、ライセンスおよび関連サービスの使用は、関連する見積書または注文書で特定されるとおり、特定のサイト、ハードウェアまたは契約する事業体に限定される場合があります。また別段の合意がない限り、「評価用ライセンス」は、「お客様」の「関連会社」による使用は対象としません。

1.3 「評価用ソフトウェア」は、明示的、黙示的または法令上のいかなる種類の保証（非侵害性、商品性または特定目的への適合性に関する保証を含みますが、これらに限定されません）も付すことなく、「現状有姿」で提供されます。「Blancco」は、「お客様」による「評価用ソフトウェア」の使用が中断またはエラーなく動作することを保証しません。

「評価用ソフトウェア」の使用は、完全に「お客様」の責任においてのみ行われるものとし、「Blancco」は、データの損失につき責任を負いません。

### 2. サブスクリプション・ライセンス

「本ソフトウェア」がサブスクリプション・ライセンスとして「お客様」に提供され、その使用が関連する見積書または注文書で合意され、特定された特定の期間に制限されている場合（以下「サブスクリプション・ライセンス」といいます。）、本条の定めが適用され、「本契約」の他の矛盾する条件に優先するものとします。

2.1 関連する見積書または注文書において別途書面で合意されない限り、「サブスクリプション・ライセンス」は、関連する見積書または注文書に記載された期間につき購入されます。

2.2 「サブスクリプション・ライセンス」の期間中、ライセンスおよび関連サービスの使用は、関連する見積書または注文書で特定された、特定のサイト、ハードウェアまたは契約する事業体に限定される場合があり、別段の合意がない限り、「サブスクリプション・ライセンス」は、「お客様」の「関連会社」による使用は対象としません。

2.3 「お客様」は、「お客様」の購入が「本ソフトウェア」の将来期待される機能または特徴を条件として行われておらず、また、「Blanco」による口頭もしくは書面によるパブリックコメントに依拠していないことに同意します。

2.4 関連する見積書または注文書で別途書面で合意されない限り、「サブスクリプション・ライセンス」の範囲は、購入時に合意された「運用資産」によって決定されます。合意された範囲内において、「サブスクリプション・ライセンス」に基づく「お客様」による「本ソフトウェア」の使用は制限されませんが、以下の公正使用ポリシー（以下「FUP」といいます。）および「本契約」に定めるその他の制限が適用されます（以下「正当な使用」といいます。）。

2.5 以下は、「正当な使用」とはみなされない事例の一部を示すリストです。

- (a) 「Blanco」が書面で別途同意しない、「サブスクリプション・ライセンス」の再販、サブライセンス、頒布、リース
- (b) 「Blanco」が書面で別途同意しない、第三者との間の「サブスクリプション・ライセンス」の共有
- (c) 通常のサブスクリプション使用とは合致しない異常な使用パターン
- (d) 「正当な使用」を判断する上で他の事例が関係する場合があり、「Blanco」は、その判断に際し、禁止されている違法、異常または普通でない活動を考慮に入れる権利を留保します。

2.6 「FUP」により、「サブスクリプション・ライセンス」の範囲が購入時に合意された「運用資産」から著しく変更された場合、「お客様」は、「Blanco」に遅滞なく通知することが義務付けられます。「Blanco」は、変更された範囲を対象とするために、サブスクリプションの費用を再検討する場合があります。

2.7 「Blanco」は、「FUP」および／または「正当な使用」義務の違反（の疑い）があった場合、監査を要請し、実施する権利を留保します。ただし、当該監査は、(i) 範囲および時間の点で「FUP」および／または「正当な使用」義務の遵守を確認する目的のみに限定され、(ii) 「両当事者」間の事前の機密保持の約束に従い、(iii) 「お客様」の事業運営の中断を合理的な程度に最小限に抑える方法で実施されるものとします。

2.8 「Blanco」は、「お客様」が「本契約」の「FUP」または「正当な使用」に反して「お客様」の「サブスクリプション・ライセンス」を使用していると判断した場合、その単独の裁量により、(i) 「お客様」との関係を終了するか、または(ii) 「お客様」の「サブスクリプション・ライセンス」を直ちに停止し、(iii) 「本契約」に定める請求および支払条件にしたがって対象となる追加数量の請求書を発行することができます。合理的な場合、「Blanco」は、「お客様」のサブスクリプションを停止または終了する前に、不適切な使用について「お客様」に事前通知し、その裁量により、「お客様」に代替となるサブスクリプションを提供することができます。「サブスクリプション・ライセンス」は、いかなる状況においても、永続的ライセンスに変換することはできません。

### 3. ボリューム・ライセンス

3.1 「本ソフトウェア」がボリューム・ライセンスとして「お客様」に提供され、その使用が特定のライセンス量に制限されている場合、および／または関連する見積書または注文書で明記され合意された期間に制限されている場合（以下「ボリューム・ライセンス」といいます。）、本条の定めが適用され、「本契約」の他の矛盾する条件に優先するものとします。

3.2 「ボリューム・ライセンス」の期間中、ライセンスおよび関連サービスの使用は、関連する見積書または注文書で特定された、特定のサイト、ハードウェアまたは契約する事業体に限定される場合があります。別段の合意がない限り、「ボリューム・ライセンス」は、「お客様」の「関連会社」による使用は対象としません。

3.3 データ消去関連製品の場合、関連する見積書または注文書に別段の定めがない限り、消去などのタスクを実行するために「本ソフトウェア」を起動するたびに 1 件のライセンスが消費され、購入したライセンスの残余数が減少します。

3.4 モバイル診断関連製品の場合、関連する見積書または注文書に別段の定めがない限り、診断などのタスクを実行するために「本ソフトウェア」を起動するたびに 1 件のライセンスが使用され、それにより購入したライセンスの残余数が減少します。